Ⅱ　重要な会計方針

1．金銭の信託の評価基準及び評価方法

償却原価法（定額法）によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物　　13～15年

工具備品　5～15年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用のソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に５年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑶　役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑷　退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年４月23日法律第30号）附則第26条第３項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第27条第２項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和28年８月８日法律第182号）第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑸　役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

4．船員保険法第124条の準備金の計上基準

船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、船員保険法施行令（昭和28年８月31日政令第240号）第28条に定める基準により、計上しております。

5．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

6．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

Ⅲ　貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額　　10,691,814円

Ⅳ　損益計算書関係

該当事項は、ありません。

Ⅴ　キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	13,990,001,021円
資金期末残高	13,990,001,021円

Ⅵ　金融商品関係

1．金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正15年６月30日勅令第243号）第１条に定める金融商品に限定しております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	13,990,001,021	13,990,001,021	
⑵　未収入金	2,894,499,474		
貸倒引当金	△　222,338,943		
	2,672,160,531	2,672,160,531	
⑶　金銭の信託	28,903,824,371	29,157,231,631	253,407,260
資産計	45,565,985,923	45,819,393,183	253,407,260
⑴　未払金	3,299,552,027	3,299,552,027	
負債計	3,299,552,027	3,299,552,027	

注）　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

⑴　現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

⑶　金銭の信託

取引金融機関から提示された価格によっております。